

革新的社会資本整備研究開発推進事業

公募要領

令和3年11月



国立研究開発法人 土木研究所

目次

I. はじめに

1. 事業の概要
 - (1) 事業の趣旨・目的
 - (2) 事業実施の基本方針
2. 事業の構成
 - (1) 委託課題実施体制
 - (2) 実施機関の役割
 - (3) 委託課題実施の流れ

II. 応募に関する諸条件等

1. 応募資格者
2. 代表機関の要件
3. 応募に当たっての留意事項
 - (1) 委託契約について
 - (2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）
 - (3) その他

III. 公募・選考の実施方法

1. 公募の概要
 - (1) 公募研究課題
 - (2) 応募時に開発しようとする技術について
 - (3) 研究開発実施期間
 - (4) 委託費の額
 - (5) 達成目標
 - (6) 返済義務
 - (7) 担保／債務保証
 - (8) 研究開発成果
 - (9) 成果利用料
2. 課題提案書等の作成及び提出
 - (1) 課題提案書様式の入手方法
 - (2) 課題提案書受付期間
 - (3) 課題提案書類の提出
 - (4) スケジュール等
3. 提案書類の審査の実施方法
 - (1) 審査方法
 - (2) 評価項目と観点

IV. 提案書類の作成と注意

1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い
 - (1) 情報の利用目的
 - (2) 必要な情報公開・情報提供等
2. 提案書類の様式及び作成上の注意
 - (1) 提案書類の様式

- (2) 提案書類の作成
- (3) 課題提案書類作成上の注意
- (4) 課題提案書以外に必要な書類について

V. 委託契約の締結等

- 1. 委託契約の締結
 - (1) 契約条件等
 - (2) 契約締結の準備について
 - (3) 契約に関する事務処理
 - (4) 委託費の額の確定等について
- 2. 委託費の範囲及び支払い等
 - (1) 委託費の範囲
 - (2) 委託費の計上
 - (3) 委託費の支払い
- 3. 本事業を実施する研究機関の責務等について
 - (1) 法令の遵守
 - (2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了
 - (3) 法令・倫理指針等の遵守について
 - (4) 委託費の執行についての管理責任
 - (5) 体制整備に関する対応義務
- 4. 本事業の実施活動に参画する研究者の責務等について
 - (1) 委託費の公正かつ適正な執行について
 - (2) 応募における手続等
 - (3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了
- 5. 研究倫理プログラムの履修等について
 - (1) 履修対象者・履修プログラム・教材について
 - (2) 履修時期について
 - (3) 研究機関等の役割について
 - (4) 履修状況の報告について
- 6. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について
 - (1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等
 - (2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について
- 7. 採択後契約締結までの留意点
 - (1) 採択の取消し等について
 - (2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について
 - (3) 研究費の不合理的な重複及び過度の集中の排除について

VI. 採択課題の管理と評価

- 1. 課題管理
- 2. 評価
- 3. 成果報告会等での発表

VII. 実施成果の取扱い

- 1. 委託実施成果報告書の提出と公表

2. 実施成果の帰属
3. 研究成果の実用化に向けた措置
4. 実施成果のオープンアクセスの確保

VIII. 取得物品の取扱い

1. 所有権
2. 委託期間終了後の取扱い
3. 放射性廃棄物等の処分

IX. 照会先

本資料は、随時更新されます。最新の資料をご確認下さい。

更新日 2021 年 11 月 1 日

I. はじめに

本公募要領は、国立研究開発法人土木研究所（以下、「土研」という。）が実施する革新的社会資本整備研究開発推進事業（以下、「本事業」という。）の公募に関するものです。

1. 事業の概要

(1) 事業の趣旨・目的

「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）において、特に取組を強化すべき主要分野として、「安全・安心」が取り上げられており、「今後の方向性及び具体的に講ずる主要施策」では、「先進的な技術についての基礎研究や挑戦的・革新的な研究開発を推進する制度を充実させ、必要な科学技術を強力に育てていく」こととされています。また、「国立研究開発法人は、その公益性に照らし、各機関の実情に応じ、設置目的の範囲内で関係府省庁と積極的に連携し、防災・減災、宇宙、海洋といった様々な領域において安全・安心に資する科学技術を育てる」こととされています。

これを受け、土研では、土木分野の国土強靱化や戦略的な維持管理、生産性向上等に資する革新的技術を公共事業等に於いて活用するため、産学連携、産産連携など企業や大学等の連携による実用化に向けた研究開発を支援することを目的として、本事業を実施することとします。

(2) 事業実施の基本方針

社会インフラの整備、維持管理において、現場の業務効率を飛躍的に高める技術についてここ数年来開発が本格化しており、効果を発揮すべき時期となっています。このような背景を受けて本事業では、主に国土強靱化、戦略的な維持管理、生産性向上等に資する革新的な研究開発の推進に関する提案課題（以下、「研究開発課題」という。）を土研が公募し、選考の上、採択します。今回の公募では、効果の早期発現の観点から、開発が相当程度進み、早期の実用化と社会実装の可能性が高い研究を支援対象とします。

採択された研究開発課題に参加する主体（企業や大学・研究機関等。企業の参加は必須。一者でも可能。）を代表する機関（以下、「代表機関」という。）は、土研と委託研究開発契約（以下、「委託契約」という。）を締結するとともに、当該委託契約に基づき研究開発を実施します。

2. 事業の構成

(1) 委託課題実施体制

委託課題は、複数の主体の組み合わせによる共同事業としての推進または単独機関による推進を想定しています。共同事業には複数の機関（以下、「実施機関」という。）が参加するとともに、代表機関を設けていただきます。単独機関による事業の場合は、当該機関が代表機関となります。

(2) 実施機関の役割

本事業においては、委託課題を代表機関及び代表機関以外の実施機関（以下、「分担機関」という。）が実施します（※1）。

(a) 「代表機関」には、委託課題を代表する実施機関として、土研と直接委託契約（※2）を締結して、当該委託課題を推進していただきます。

(b) 「分担機関」には、委託課題の実施機関として代表機関とともに、当該委託課題を推進していただきます。なお、原則として、分担機関は代表機関と契約を締結して委託課題を分担して推進していただきます。

※1 単独機関による実施の場合、代表機関のみ。

※2 本事業における機関との委託契約の詳細についてはV. を御参照ください。

(3) 委託課題実施の流れ

① 開始

土研は、公募審査の結果、採択候補となった提案課題の代表機関と、研究開発等の実施計画（以下、「実施計画」という。）及び研究開発等の目標（以下、「達成目標」という。）を始めとする委託契約の条件の調整を行います。

土研を含む全関係者の合意の後、土研は、研究開発等の実施期間（以下、「委託期間」という。）全体を契約期間とする委託契約を代表機関と締結し、研究開発の実施を代表機関へ委託します。代表機関は、土研の事前了承の下、再委託契約等を分担機関と締結し、研究開発等の一部の実施を分担機関へ委託します。

研究開発の元となる原権利※1がある場合、少なくとも研究開発しようとする範囲に限り、原権利の所有者（代表機関を含む）全員から土研に対して当該原権利の再実施権付独占的通常実施権等※2を設定する原権利実施許諾契約を締結します。その上で、代表機関による実施を可能とするため、土研が許諾を受けた再実施権付独占的通常実施権等に基づき、土研から代表機関に再実施権を許諾することにより、代表機関の実施権原を確保します（この再実施権には、分担機関への再々実施許諾をする権利を含みます。）。

※1 研究開発開始前から存在し、当該研究開発の元となる知的財産権（出願中の権利を含み、当該出願について、優先権主張出願（国内優先権主張出願、国際特許出願、当該国際特許出願に基づく各国移行、パリ条約の優先権を主張した出願）、分割出願、もしくは変更出願を行ったときはそれらの権利を含みます。））。本研究開発の実施に必要な知的財産権として、委託契約に定めます。原権利は、代表機関や分担機関が単独で所有する場合、研究開発に参加する機関間で共有する場合、研究開発課題に参加しない外部の機関が単独で所有する場合又は外部の機関と研究開発課題に参加する機関間で共有場合があります。

※2「独占的通常実施権等」とは、知的財産権の出願人又は保有者が許諾する通常実施権（出願中にあっては仮通常実施権）であって、当該知的財産権の出願人又は保有者が自らの実施権原を留保せず、かつ当該通常実施権者以外の者に対しては一切の実施権を設定または許諾しない旨の特約を付したものの。

② 実施

当該委託契約に従い、土研は、代表機関に研究開発に要する経費（以下、「委託費」という。※）を支払います。

土研は、委託期間中、代表機関から定期的に進捗状況の報告を求めるとともに、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む。）を実施し、目的が達成されるよう、研究開発等の遂行上必要な指導・助言等を行います。

委託期間が4年以上の委託課題は、中間年度（2～3年をめど）に中間審査を実施します。中間審査は、研究開発等の節目として、実施計画にあらかじめ定められた目標の達成・未達を判定するものです。また、代表機関が実施計画の変更を希望する場合には、計画変更に係る調整を実施します。これら各種審査等によっては、総合的な判断により課題評価委員会による審議、評価を経て、達成目標の変更、実施計画の変更、実施課題の早期終了や中止を決定することがあります。

委託期間が3年以下の委託課題であっても、実施内容によっては中間審査を行う場合があります。

※委託費は、設備、消耗品、旅費、人件費・謝金、施設賃貸料、施設改造費、機器リース費用、保険料、一般管理費、再委託費等が対象

③ 最終審査および終了後の対応

代表機関は、委託期間終了後、研究開発等の内容全体を記載した委託実施成果報告書（以下、「成果報告書」という。）を土研へ提出していただきます。その後、土研は当該成果報告書及びヒアリングにより最終審査を行い、委託契約時に設定した達成目標の達成・未達を判定します。最終審査において目標達成とされた場合は、代表機関は土研に対して、土研から受領した委託費全額を一括又は最長15年以内の分割（基本は年賦）で返済します（以下、返済する期間を「返済期間」という。）。

一方、目標未達とされた場合、代表機関は土研に対して、土研から受領した委託費の一定割合（中間審査で開発を中止する場合は、30%。最終審査で目標未達の場合は、50%。）を一括で返済します。併せて、委託費等で取得した物品等に対する達成目標未達時点での土研委託費支出部分の土研評価額を土研へ支払います※。本事業の委託費で研究開発を行った成果（特許、ノウハウ、データなど）の以後の実施は不可となります。なお、代表機関の申し出等により研究開発を中止する場合、代表機関は土研に対して、土研から受領した委託費全額を一括で返済する必要があります。

※詳細はⅧ. 取得物件の取扱いに記載。

④ 成果の実施

研究開発の成果に基づく製造・販売・サービスの提供等で売上げが立った場合、代表機関は土研に成果利用料を支払っていただきます。また、当該研究開発が原権利に基づき行われた場合は、土研は当該成果利用料の一部を原権利の権利者に還元します。※

※ 一部例外あり。詳細はⅢ. 1. 公募の概要に記載。

II. 応募に関する諸条件等

1. 応募資格者

本事業の応募は、代表機関となる国内の研究機関等に所属し、提案課題に関する責任者（以下、「責任者」という。）から応募していただきます。また、責任者は、当該提案課題が採択され、委託課題となった場合は、研究開発等の責任者となっていただきます。

なお、責任者は、原則、代表機関の代表権を有する役員から選出してください。

2. 代表機関の要件

代表機関は下記の（１）～（６）の全てを満たす必要があります。

- （１）日本国内に法人格を有すること。
- （２）当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。
- （３）研究開発等の成果を実施できる体制があること。
- （４）目標達成後、返済できる財務基盤を有すること。
- （５）経営基盤として、原則として以下に該当しないこと。
 - （a）直近３期の決算期において３期連続して経常損失を計上している。
 - （b）直近３期の決算期において１期でも債務超過となっている。
 - （c）直近３期の決算報告書がない。
 - （d）破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている又はしている。
- （６）研究開発の元となる原権利がある場合では、応募時に以下の要件を全て満たすこと。
 - （a）原権利は、応募時点で実用性が検証されているものの、未だ実用化されていない新規なものであること。
 - （b）少なくとも研究開発しようとする範囲に限り、原権利の所有者（代表機関を含む）から土研に対して当該原権利の再実施権付独占的通常実施権等を設定できること。（原権利が共有の場合、設定には全ての所有者の了承が必要です。また、面接実施時に、全ての所有者から実施権設定の承諾書を求めます。）

但し、代表機関が公募開始日において設立日から２０年以内でかつ未上場又は新興市場※のみ上場している企業の場合、上記（１）～（３）、（５）（d）および（６）の全てを満たす必要があります。

※ 本事業において「新興市場」とは、国内においては「マザーズ」、「JASDAQ」、「セントレックス」、「アンビシャス」、「Q-board」をいいます。また、国外の市場については、ロンドン証券取引所の「AIM」等を想定していますが、事前に御相談ください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

3. 応募に当たっての留意事項

（１）委託契約について

委託課題については、その研究開発等の実施に当たり、当該委託課題の代表機関と土研との間で委託契約を締結することを原則※とします。

※ 詳細はV. 委託契約の締結等を御参照ください。

(2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）とリスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）使用とする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件またはインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、下記を参照ください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2017年第9版）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(3) その他

実施機関又はその役職員は、暴力団等の反社会的勢力ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないことが必須です。

Ⅲ. 公募・選考の実施方法

1. 公募の概要

(1) 公募研究課題

本事業で募集する公募研究課題名及び趣旨は以下の通りです。

公募研究課題名：橋の診断に活用できる3次元画像情報を取得する点検支援技術

道路橋の老朽化が進む中、維持管理・更新コストを可能な限り抑制してインフラ機能を持続的に確保していくため、予防保全型メンテナンスへの本格転換が社会的な要請となっており、その実現のためには、点検において部材の状態を様々な角度から視認し、変状の発生を適確に把握することが必要である。

また、橋は様々な部材の組合せで構成されており、部材の位置関係によってはその適確な状態把握のためには大がかりな資機材が必要であり、点検コストを高めている。点検車や高所作業車による点検に代わる方法として、UAVを活用して画像情報を取得する点検支援技術も開発されているが、点検部位へのアプローチにおいて狭隘な空間を通過する必要がある場合は、既存の技術ではその活用が困難な状況にある。

本公募研究課題では、診断者に様々な角度から橋を構成する部材の状態を画像情報として提供することにより、信頼性と効率性の向上を両立させた診断ができるようにするため、狭隘な空間に位置する部位や複雑な部材間の接合部であっても、大がかりな資機材を要せずに、近接目視に代わる3次元画像情報を取得することができる点検支援技術を開発する。

これにより、例えば鋼部材の塗膜割れや亀裂の状態の確認等、橋の部材の点検において、近接目視に代わる技術として活用されることが期待できる。また、狭隘な空間に位置する部位や複雑な部材間の接合部であっても、近接目視をするための大がかりな資機材は不要となり、点検コストの削減が期待できる。

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中（詳細はV. 7. (3)を御参照ください）に該当しないことを示すため、同時に応募した提案課題の情報を課題提案書の該当欄へ必ず記載してください。

(2) 応募時に開発しようとする技術について

応募時に開発しようとする技術は、「I. 1. (2) 事業実施の基本方針」を踏まえたものである必要があります。

(3) 研究開発実施期間

原則、最長5年とします。

上限を超える応募も可能ですが、その場合は上限期間を超える理由を別途説明いただきます。

なお、5年間の上限期間を超える研究開発実施期間で研究開発を実施した場合でも、研究開発実施期間・返済期間の合計が20年を超えないものとします（この場合、研究開発実施期間が5年間を超えた分だけ返済期間が短くなります。）。

(4) 委託費の額

原則、総額5億円以内（一般管理費含む）とします。

上限を超える提案も可能ですが、その場合は上限を超える理由を別途説明いただきます。また、申請した委託費から減額されることがあります。

なお、委託費の規模等は、採択課題の予算規模等により変動することがあります。大きな変動があった場

合には、全部又は一部の公募課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。

(5) 達成目標

インフラ分野における実用化のための技術水準（実用上最低限の性能や精度等の水準）と普及のための技術目標（効果、経済性の目標）を定量的に設定していただきます。

<例>

- ・実証実験やスペックを検証するための試作物の製作を完了する。
- ・試験施工で所要の性能と安全性が確認される。
- ・既往の類似技術と比較して本事業で開発する技術がどの程度優れているかを示す成果に関する定量的な指標

(6) 返済義務

①目標達成の時：土研支払額の全額。

（返済方法）

- ・無利子、研究開発実施期間にかかわらず目標達成確認後15年以内の返済（傾斜配分の設定が可能、また、繰上返済等も可能）又は一括返済。
- ・5年間の上限期間を超える研究開発実施期間で研究開発を実施した場合でも、研究開発実施期間・返済期間の合計が20年を超えないものとする（この場合、研究開発実施期間が5年間を超えた分だけ返済期間が短くなる。）。

②目標未達の時：

土研から受領した委託費の一定割合（中間審査における審査で開発を中止する場合は、30%。最終審査で目標未達の場合は、50%。）、土研支払額で取得した物品等がある場合は土研の基準で算定した当該物品の評価額の支払いとなり、一括で返済となります。

本事業の委託費で研究開発を行った成果（特許、ノウハウ、データなど）の以後の代表機関、分担機関による利用・実施は不可となります。なお、当該研究開発の元となる原権利がない場合で目標未達となった場合には、原則、土研支払額の全額を一括で返済するものとし、これにより当該研究開発の成果の利用・実施は可能となります。

（返済方法）

- ・無利子、一括返済。

③中止の時：土研支払額の全額。

（返済方法）

- ・無利子、一括返済。

(7) 担保／債務保証

委託期間：代表機関の財務状況によっては、採択条件として、委託研究開発契約締結時に委託費総額に相当する担保又は債務保証の設定を求める場合があります。

返済期間：分割返済の場合、原則として委託費総額に相当する担保又は債務保証の設定が必要。

担保物件：法人所有の不動産、有価証券、預貯金又は親会社、銀行等による保証（個人所有資産は担保の対象としません。）。委託費の1/2を上限に委託期間中に依頼した特許等の知的財産権を充当することも可能です。※

※但し、目標達成確認日以降1年以内に成果実施のための契約を締結することが条件。なお、委託研究開

発契約締結時に担保／債務保証を設定した場合は、委託期間中に出願した特許等の知的財産権を設定済みの担保／債務保証と交換することは出来ません。

(8) 研究開発成果

研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条に規定される要件を満たすことを前提に、受託者に帰属させることとします（日本版バイ・ドール規定）。

なお、研究開発の元となる原権利があり、原権利の所有者（代表機関を含む）から土研に対して当該原権利の再実施権付独占的通常実施権等を設定した場合を除いて、出願の際に土研に再実施権付独占的仮通常実施権を設定するものとします。

(9) 成果利用料

研究開発の元となる原権利がある場合は、以下のとおりとします。

土研は、研究開発を実施した機関へ委託契約締結時にあらかじめ設定した期間（優先実施期間）は独占とする原権利の通常実施権を含む研究開発成果の実施を許諾します。研究開発を実施した機関は、委託契約締結時にあらかじめ設定した対象製品又は対象サービスの売上に応じた成果利用料を土研へ支払っていただきます。土研は、研究開発を実施した機関から徴収した成果利用料のうち土研分（売上の1%）を控除し、残りを原権利の所有者へ実施料として配分します。支払期間は、目標達成確認後15年、もしくは、研究開発の元となる原権利が存続する期間のどちらか長い方とします。

なお、採択時に以下に該当している場合は、成果利用料のうち土研分は売上の0%（支払なし）とします。

- ・ 自社単独技術（特許）に基づく研究開発の場合。※

※ 原権利の所有者に代表機関以外の機関が一つでも存在する場合には自社単独技術（特許）に基づく研究開発には該当しない。

2. 課題提案書等の作成及び提出

(1) 課題提案書様式の入手方法

課題提案書類の様式等、応募に必要な資料は土研ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<https://www.pwri.go.jp/jpn/research/kakushinjigyou/index.html>

(2) 公募期間、課題提案書受付期間

公募期間：令和3年11月1日（月）～令和4年2月10日（木）

課題提案書受付期間：令和3年12月6日（月）～令和4年2月10日（木）17：00

なお、応募・採択状況によっては、追加公募あるいは受付期間の延長があり得ます。

（注） 全ての課題提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので御注意ください。

(3) 課題提案書類の提出

課題提案書類の提出は、e-mailにて代表機関の「事務代表者※」が行うようお願いいたします。提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。課題提案書等は必要な内容を誤りなく記載して

ください。なお、受付期間終了後は提出いただいた課題提案書の差し替え等には応じられません。

提出先：kakushin_sougou@pwri.go.jp

※「事務代表者」とは、本事業について、土研と代表機関との必要な連絡等について、代表機関側の窓口となる代表者とします。

(4) スケジュール等

本事業における採択までのスケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。審査の実施方法の詳細はⅢ. 3. を御参照ください。

■書面審査 令和4年2月中旬～下旬（予定）

■面接（ヒアリング） 令和4年2月中旬～下旬（予定） ※必要に応じて実施

(注1) ヒアリングを実施する場合は、対象提案課題の責任者に対して、原則としてヒアリングの1週間前までに電子メールにて御連絡します（ヒアリング対象外の場合や、ヒアリング自体が実施されない場合には、この御連絡はいたしませんので、採択可否の通知までお待ちください。）。ヒアリングの実施や日程に関する情報更新がある場合についても同様とします。ヒアリングの対象か否かに関する個別回答はいたしかねます。

(注2) ヒアリング対象提案課題の責任者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、ヒアリングに先立ち、照会時に土研が指定する期日までに事務局宛に電子メールで送付してください。

(注3) ヒアリングの対象者は原則として責任者等とします。ヒアリングの日程は変更できません。

(注4) ヒアリング終了後、必要に応じて、責任者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、土研が指定する方法で速やかに回答してください。

■審査結果の通知 令和4年3月下旬（予定）

(注) 採択候補となった提案課題の責任者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、委託費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

■研究開発等の開始（委託契約締結等） 予定日 令和4年4月以降 契約準備が整い次第

(注) 研究開発等は、委託契約が締結された後、速やかに開始するものといたします。上記「予定日」は、提案時に開始時期を見据えた最適な実施計画を立てていただくこと、また、採択決定後、委託契約締結までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、委託契約締結後、速やかに研究開発等を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、委託契約の締結等をお約束するものではありません。この「予定日」に契約を締結等するためには、実施計画（委託費や実施体制を含む。）の作成や調整について、研究機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。土研においても、早期の契約締結等に努めていきます。

3. 提案書類の審査の実施方法

(1) 審査方法

本事業における提案課題の採択に当たっては、土研により3. (2) に記す観点について審査を行います。その後、土研が行った審査結果をより適切なものとするため、外部の有識者等の中から土研理事長が委嘱する評価委員を評価者とする課題評価委員会を開催し、提案課題について審議します。土研は課題評価委員会における評価をもとに採択候補を決定します。

(a) 土研による審査は、書類選考（書面審査）及び必要に応じて面接（ヒアリング）により実施します。

なお、審査の過程で責任者に資料等の追加提出を求める場合があります。

- (b) 課題評価委員会は、土研の審査結果の妥当性およびこれを踏まえ、提案課題について審議します。
- (c) 課題評価委員会は、非公開で行います。
- (d) 審議終了後、土研は責任者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

- (e) 採択に当たっては、責任者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正※を求めることや、予算額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

※採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間審査や最終審査の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価についてはVI. 章を御参照ください。

- (f) 評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。

- (g) 採択課題の課題名や代表機関名等は、後日、土研ウェブサイトへの掲載等により公開します。

- (h) 公正で透明な評価を行う観点から、土研の規定に基づき、評価委員の利益相反マネジメントを行っています。評価委員が下記に該当する場合は、利益相反者とみなして、土研に対して申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、下記に該当する者であっても課題の評価に参加することがあります。

- ① 被評価者が家族であるとき
- ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
- ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき

- (i) 応募しようとする者、応募した者は、土研役職員、評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

(2) 評価項目と観点

本事業における提案課題の採択に当たっては、課題提案書について以下の観点に基づいて審査します。複数の大学・国研・企業等が参加するコンソーシアム等を組んで研究開発等を推進する場合は、その必要性、有効性、構成の適正等も評価の対象となります。

(a) 研究開発の必要性和導入効果

提案の研究開発が建設現場での活用におけるニーズに的確に対応し、実用化となった場合に、国土強靱化、戦略的な維持管理、生産性向上等に係る導入効果が期待できること

(b) 研究成果の新規性・優位性

提案の研究成果が革新的で新規性・優位性があること

(c) 事業化の可能性

研究開発成果の事業化計画が明確であること

(d) 研究開発計画の妥当性

- ・ 解決すべき問題点の具体的な解決策が提案されていること
- ・ これまでのデータ・成果が蓄積されており、実施計画が具体的に立案されていること

(e) 財務等審査

研究開発に取り組めるだけの財務基盤を有し、事業計画、その他の事情（第三者からの債務保証等）を勘案し、目標達成後に委託額を返済できる見通しが得られること

IV. 提案書類の作成と注意

1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い

(1) 情報の利用目的

提案書類等に含まれる情報は、課題採択のための審査のほか、課題の委託業務に記載されている開発支援のために利用されます。

また、提案書要約の情報は、新規事業創出等の土研事業運営に資する開発動向の分析にも利用します。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者の不必要な不利益が生じないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト※を御参照ください。

※ 「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」 (総務省)

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html

(2) 必要な情報公開・情報提供等

(a) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、課題名、責任者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」に該当し、情報開示することがあります。

(b) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、他府省等を含む他の競争的資金等の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

2. 提案書類の様式及び作成上の注意

(1) 提案書類の様式

提案書類の様式は、「課題提案書」とします。簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。提案書類受付期間及び提出に関しては、Ⅲ. 章を御参照ください。

(2) 提案書類の作成

応募はe-mailにて行います。提案書類の作成に当たっては、(3)に示す注意事項も併せて御覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

(a) 課題提案書は、日本語で作成してください。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となる場合があります。

(b) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

(c) 入力する文字のサイズは、原則として10.5ポイントを用いてください。

(d) 英数字は、原則として半角で入力してください。(例)郵便番号、電話番号、人数等)

(e) 提案書類は、下中央に通しページ(-1-)を付与してください。

(f) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(3) 課題提案書類作成上の注意

(a) 省令・倫理指針等の遵守

実施計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細はV.

3. (3) を御参照ください。

(b) 課題の提案に対する機関の承認

責任者が提案書類を提出するに当たっては、代表機関（責任者が所属し、土研と直接委託契約を締結する研究機関）の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で課題を実施する提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の了承を得てください。

(c) 課題提案内容の調整

課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求めることがあります。また、今後、採択された課題の実施に当たって、委託費・委託期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(d) 対象外となる提案について

以下に示す課題の提案は本事業の対象外となります。

- ① 単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

(4) 課題提案書以外に必要な書類について

(a) 有価証券報告書もしくは決算書

代表機関における提案時点の直近三期分の有価証券報告書もしくは決算書（附属明細書も含む）について、PDF化したものを zip ファイルとしてまとめ、提案書類とともに e-mail にてご提出ください。

なお、設立3年未満等の理由により3期分の決算書が揃わない場合は、直近までの決算書（附属明細書も含む）を提出してください。

(b) 特許明細書又は特許公報

本提案の原権利となる知的財産権等の特許明細書（未公開時）、特許公開公報（出願公開後）又は特許公報（特許査定後）等について、知的財産権ごとにいずれか一部をPDF化したものを zip ファイルとしてまとめ、提案書類とともに e-mail にてご提出ください。

V. 委託契約の締結等

1. 委託契約の締結

(1) 契約条件等

採択された課題について委託費の支払いを受けるために、課題を実施する機関と土研との間で、委託期間全体の委託契約を締結することになります。詳細は採択後に土研から御案内します。

契約を締結するに当たっては、課題評価委員会等の意見を踏まえ、採択時に付された条件が満たされていない場合、契約の内容（経費の積算を含む。）や方法が双方の合意に至らない場合等には、採択された課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、実施計画の見直し又は中止を求めることがあります。

土研が進捗状況等を確認し、年度途中での実施計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。

(2) 契約締結の準備について

課題の採択後、速やかに契約の締結が進められるよう、代表機関は、

- (a) 研究開発実施計画書※の作成
- (b) 業務計画に必要な経費の見積書の取得
- (c) 会計規程及び職務発明規程等の整備

を実施しておく必要があります。

また、研究開発の元となる原権利がある場合には、

- (d) 研究開発の実施に必要な原権利の実施権（再実施権付独占的通常実施権等）を土研へ設定することについて原権利の所有者（代表機関を含む）全員の了承
- (e) (d) で土研に設定する実施権の範囲の確定
- (f) 成果利用料の対象製品・サービス、売上に対する料率、および、原権利の所有者等への配分率の確定

をしておく必要があります。

※研究開発実施計画書は、提案時の課題提案書を元に課題ごとに各一通作成いただきます。全委託期間の実施構想を中心に、基本計画、実施内容、実施スケジュール、達成目標、実施体制、予算計画等を記載してください。同計画書は、中間・最終審査や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。計画書様式は、採択後に別途御連絡いたします。

(3) 契約に関する事務処理

土研「革新的社会資本整備研究開発推進事業事務処理要領」（以下、「事務処理要領」という）※に基づき、必要な事務処理を行ってください。

※<https://www.pwri.go.jp/jpn/research/kakushinjigyou/index.html>

(4) 委託費の額の確定等について

委託期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託実績報告書を受けて行う確定検査により、委託費の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります。

(V. 6. (2) を御参照ください。)

2. 委託費の範囲及び支払い等

(1) 委託費の範囲

本事業では以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は「事務処理要領」※を御参照ください。

(2) 委託費の計上

課題に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として「事務処理要領」※の定めによるものとします。

(3) 委託費の支払い

支払額は、一定期間ごとに当該期間における直接経費、一般管理費及び再委託費の合計額を原則とします。但し、前の期間の経費の精算の結果、残額若しくは不足額が発生する場合は、その分を増減して支払うことがあります。一般管理費に係る領収書等の証拠書類の整備については「事務処理要領」※にて確認ください。

※<https://www.pwri.go.jp/jpn/research/kakushinjigyou/index.html>

3. 本事業を実施する研究機関の責務等について

(1) 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為※1、不正使用※2又は不正受給※3（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

※1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。）をいいます。

※3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

(注) 上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組みの一環として、土研は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を土研に報告していただきます（詳細はV. 5. を御覧ください。）。

なお、土研が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託費の全部又は一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示に従って委託費の執行を停止し、指示があるまで再開しないでください。

(3) 法令・倫理指針等の遵守について

実施構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする課題、個人情報等の取扱いの配慮を必要とする課題、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする課題等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な実施内容が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・倫理指針等に違反し、課題を実施した場合には、委託停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。

また、実施計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする課題又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

(4) 委託費の執行についての管理責任

委託費は、委託契約に基づき、その全額を委託費として代表機関に執行していただきます。そのため、代表機関は、内閣府のガイドライン等に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、代表機関の責任において委託費の管理を行っていただきます。

(5) 体制整備に関する対応義務

各研究機関は、「競争的資金等に係る研究活動の不正行為への対応指針」（平成27年6月2日 国土交通省）及び「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成27年6月2日 国土交通省）に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき（公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む。）遵守していただきます。

4. 本事業の実施活動に参画する研究者の責務等について

(1) 委託費の公正かつ適正な執行について

本事業の実施活動に参画する研究者等は、土研の委託費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

(2) 応募における手続等

担当者となる研究者等は、応募に際しては、自身が課題を実施する機関への事前説明や事前承諾を得る

等の手配を適切に行ってください。

(3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

本事業に参画する研究者は、不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳細はV. 5. を御参照ください。）。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託費の執行を停止等することがありますので、御留意ください。

5. 研究倫理プログラムの履修等について

(1) 履修対象者・履修プログラム・教材について

研究機関等が、土研の所管する委託費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者については、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])
- ・APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)
- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- ・研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修時期について

履修対象者は、原則、委託期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります。）。

(3) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関（委託先を含む。）に属する上記（1）の履修対象者に、上記（1）のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を土研へ報告してください。

(4) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめの上、土研が指定する様式の履修状況報告書を、土研に電子ファイルで提出してください（押印は不要です。）。

報告対象者：履修対象者のうち研究開発担当者及び分担担当者

提出期限：研究開発実施期間の初年度内

提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（土研のウェブサイトより様式をダウンロードしてください）

URL：<https://www.pwri.go.jp/jpn/research/kakushinjigyou/index.html>

提出方法及び提出先、お問い合わせ先は、土研ウェブサイトに掲載します。

6. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

(1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。）があった場合は、「競争的資金等に係る研究活動の不正行為への対応指針」（平成27年6月2日 国土交通省）、「研究機関に

における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成27年6月2日 国土交通省）に則り、速やかに当該予備調査が開始したことを土研に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について土研と協議しなければなりません。

この場合、土研は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の委託費の使用停止を命じることがありますので御留意ください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、土研に報告する必要があるほか、土研の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を土研へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、土研への当該事案に係る資料の提出又は土研による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、土研は、研究機関に対し、一般管理費の一定割合削減、委託費の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「競争的資金等に係る研究活動の不正行為への対応指針」（平成27年6月2日 国土交通省）、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成27年6月2日 国土交通省）を参照してください。

（2）不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「競争的資金等に係る研究活動の不正行為への対応指針」（平成27年6月2日 国土交通省）、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成27年6月2日 国土交通省）に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

（a）契約の解除等

土研は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降委託費（本章においては、以下「研究費等」という。）を交付しないことがあります。

（b）応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、土研の事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為に係る資格制限の対象者		不正行為の程度	資格制限期間
不正行為に関与	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に	当該論文等の責任を負う著者監修責任者、代表執	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの

した者	係る論文等の著者	筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

【不正使用・不正受給の場合】

研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給の内容等	資格制限期間
1 研究開発費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究開発費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択される場合	5年
6 研究開発費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

※1 以下の場合には、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※2 6については善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度を勘案して定める。

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

(c) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

(d) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、土研に報告する義務があります。

当該報告を受けて、土研は、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

(e) 不正事案の公表

本事業において、上記1)及び2)の措置・制限を実施するときは、「競争的資金等に係る研究活動の不正行為への対応指針」(平成27年6月2日 国土交通省)、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成27年6月2日 国土交通省)に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

7. 採択後契約締結までの留意点

(1) 採択の取消し等について

本課題採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- ・土研が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- ・当該課題に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合
- ・不正行為等に関する本調査が開始された場合等

(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

土研は、委託契約の締結に当たって、研究機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので、御留意ください。※1

- (a) 研究機関において、本課題の責任者として「責任者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び責任者と研究項目を分担する者として「分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン※2に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと

(b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が実施計画書における責任者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託契約締結日前までに土研に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき土研の了解を得ていること

(c) 国土交通省の「研究活動における不正行為等への対応指針」（平成27年6月2日 国土交通省）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成27年6月2日 国土交通省）に定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※1 土研と委託契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（土研からみると、再委託契約に当たります。この第三者について、以下「委託先」といいます。）している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

※2 この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していいます。

(3) 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(a) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに土研の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(b) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合

- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これに準ずる場合

※総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・事業活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに土研の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(d) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

提案書類に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、委託期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

VI. 採択課題の管理と評価

1. 課題管理

全ての採択課題について、定期的に委託実施経過報告書の提出を求め、進捗管理を行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、委託実施経過報告書、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（実施場所における実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図っていきますので御対応ください。なお、進捗状況に応じて、計画の見直しや実施課題の早期終了、中止等を求めることがあります。

2. 評価

本事業では、採択課題のうち4年以上（※）の委託期間を予定しているものについて、課題開始後2～3年程度を目安として「課題評価委員会」による審議を経た上で土木研究所による中間審査を実施し、実施計画の達成度や実施成果等を厳格に評価します。

※3年以下の委託期間を予定しているものについては、原則実施しないものですが、事業等の推進に当たって中間審査が必要と判断した場合には、同様に中間審査を実施します。

研究開発実施計画について、代表機関が大きな変更を希望する場合は、計画変更評価を実施します。

これらの評価結果によっては、総合的な判断により土研が実施課題の早期終了や中止等を決定することがあります。

また全ての採択課題について、課題終了後、速やかに最終審査を実施し、委託契約時にあらかじめ設定した目標について、達成、未達を確認します。更に、必要に応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

※4年以上とは、ここでは年度単位で数えるものとする。

3. 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の責任者等に対して、土研が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

VII. 実施成果の取扱い

実施成果の取扱いについては、委託契約に基づき、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守することが義務付けられています。

1. 委託実施成果報告書の提出と公表

受託者は、研究成果を取りまとめた成果報告書を提出していただきます。提出期限は委託期間の終了、委託課題の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して61日以内ですので注意してください。なお、期限までに成果報告書の提出がなされない場合、委託契約が履行されなかったこととなり、委託費の支払い等が行えなくなるため、提出期限は厳守してください。

また、成果報告書における一部の項目及び総括実施報告の内容は、公開情報となります。適切な時期に土研ウェブサイトにて公開します。

2. 実施成果の帰属

課題を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。日本版バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、受託者自身が成果の実用化に最大限取り組むことを期待し、この日本版バイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

なお、原権利がない場合においては、出願の際に土研に再実施権付独占的仮通常実施権を設定するものとし、土研から代表機関に再実施権を許諾することにより、代表機関の実施権原を確保します（この再実施権には、分担機関への再々実施許諾をする権利を含みます。）。

3. 研究成果の実用化に向けた措置

受託者におかれましては、土研の委託研究開発の成果について、国民に還元すべく、社会実装・実用化に最大限取り組むべき立場にあることを強く意識し、これに向けた必要な措置を行ってください。特に、研究成果に係る発明、ノウハウ、データ等の知的財産について最大限活用すると共に、特許権等の知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、間接経費を充当する等、受託者の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

4. 実施成果のオープンアクセスの確保

受託者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り実施成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

VIII. 取得物品の取扱い

1. 所有権

実施機関が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、実施機関に帰属するものとします。

当該取得物品は委託期間終了までの間、委託課題のために無償で使用することができます。当該取得物品については、受託者が善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

2. 委託期間終了後の取扱い

最終審査の結果、目標達成となった場合は、委託費一括返済もしくは返済契約を締結した時点以降、取得物品を所有者の自由にお使いいただいて結構です。目標未達となった場合は、再委託費で取得した物品等を含む全ての取得物品の土研委託費支出部分の評価額（土研の基準により算定）を土研へ支払っていただきます。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約締結、土研評価額の支払い等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください（転売して利益を得ることは認められません。）。

3. 放射性廃棄物等の処分

委託研究開発の実施により発生した放射性廃棄物等は、受託者の責任において処分してください。

IX. 照会先

本公募要領の記載内容について、疑問点等が生じた場合は、以下の連絡先に照会して下さい。また、情報の更新などがある場合は、土研ウェブサイトに掲載しますので、併せて参照下さい。

連絡先：kakushin_sougou@pwri.go.jp

土研ウェブサイト：<https://www.pwri.go.jp/jpn/research/kakushinjigyou/index.html>